

関西大学大学院 ガバナンス研究科ガバナンス専攻
博士課程後期課程設置の趣旨等を記載した書類

目 次

ア	設置の趣旨及び必要性	・・・1
イ	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。	・・・2
ウ	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・3
エ	教育課程の編成の考え方及び特色(教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む)	・・・3
オ	教員組織の編成の考え方及び特色	・・・6
カ	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・8
キ	施設・設備等の整備計画	・・・12
ク	既設の学部(修士課程)との関係	・・・13
ケ	入学者選抜の概要	・・・14
コ	大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法を実施する場合	・・・17
サ	管理運営	・・・18
シ	自己点検・評価	・・・18
ス	認証評価	・・・19
セ	情報の公表	・・・19
ソ	教員の資質の維持向上の方策	・・・19

ア 設置の趣旨及び必要性

関西大学大学院ガバナンス研究科は、2011（平成 23）年 4 月に修士課程を開設した。その目的は、「政策学を主たる基盤として高度公共人材を育成し、それによって国内ならびに国際社会における、よりよきガバナンスの実現を目指すこと」であった。

ここでいう「ガバナンス」とは、「ある問題をめぐって多様なステークホルダー（利害を有する人）が存在する状況において、そのようなステークホルダーとの関わり合いを通して問題が解決されて、各ステークホルダーにとって望ましい状態が実現していること、もしくはそのような状態の実現を可能とするための仕組み」を意味する。社会における問題の解決策たる政策をつくりだして、公的サービスの提供という形でそれを実施する主体は、もはやガバメント＝政府セクターに限定されない、との見方は一般的になっている。民間委託の推進や PFI（Private Finance Initiative）の普及等からうかがえるように、公的サービスの提供主体は民間企業を含む市場セクターや、NPO やボランティア組織等によって形成される市民セクターへと拡大してきている。それだけでなく、複雑な社会問題の解決のために、政策形成の段階における市民セクター等の積極的な関わりも期待されるようになってきている。

政府セクター、市場セクター、市民セクターのいずれかに身を置いて、ガバナンスの担い手となることを期待されるのが、ガバナンス研究科が育成しようとする「高度公共人材」である。それは、公的な問題を発見して、その解決策としての政策をデザインし、さらにそれを実現していくことができる能力を持つ人材を意味する。

ガバナンス研究科修士課程の設置以降、様々な方面で政府の在り方や官民の役割分担についての見直しは一段と進んでいる。政治や行政、また地域もしくは社会全体の将来におけるあり方を、「ガバメントからガバナンスへ」という視点から考えることの意義は増しているといえる。それゆえ、ガバナンスを様々なセクターにおいて担いうる「高度公共人材」を育成し、社会に供給するというガバナンス研究科の必要性はますます高くなっている。

もっとも、グローバル化や我が国における少子高齢化が急速に進行し、社会が激しい変化にさらされる中で、社会で発生する問題も複雑さを増してきている。また、それとともに社会における利害関係も錯綜してくるようになり、ステークホルダー間の調整が困難となっている。

このような理由から、よりよきガバナンスの実現を今後も目指していくためには、社会問題の解決をめぐって困難さを増す状況を打破してガバナンスを担っていくための人材育成が喫緊の課題となる。新たに設置するガバナンス研究科博士課程後期課程においては、修士課程における「高度公共人材の育成」という目的を継承した上で、3年間の教育課程で「より高度な専門性を身につけた高度公共人材の育成」を目指した教育及び研究指導を行う。

関西大学大学院ガバナンス研究科は、2011（平成 23）年 4 月に修士課程を設置して以来、修了者を様々な方面に送り出してきた。修士課程在学中の大学院生あるいは修了者

の中からは、ガバナンス研究科の研究指導體制の下で修士課程における研究テーマを深化、発展させて、博士号を取得したいとの要望が、しばしば教職員に対して寄せられている。それゆえ、博士課程後期課程を設置の際は、博士課程前期課程（修士課程）からの内部進学者が期待できる。加えて、博士課程後期課程の定員は、きめ細かな研究指導を行うために少人数となっており、この点でも定員を充足することが十分に見通せる。

また、政策研究自体に対する社会からの関心とその需要は、修士課程設置時と同等もしくはそれ以上に高まっている。たとえば、我が国における代表的な政策研究についての学会である日本公共政策学会の会員は、著しい増加を続けている。1996（平成8）年に設立された同学会の会員数は、2014（平成26）年現在ではすでに1,000人を突破している。会員は、大学・研究機関等に所属する研究者だけに限定されない。中央政府や地方自治体における実務家やNPOやNGOの職員、また民間企業の従業員等の入会者は特に増えている。政府セクター、市場セクター、市民セクターのいずれにおいても、政策について学びたいという意欲を持つ人は増えている。

まして大学以外の民間企業、官公庁、NPO等の場でも、昇進や待遇の面で博士号を有していることの優位性は今後ますます高くなってくると予想される。特に政策系の博士号の取得に関しては、官・民を問わず幅広い需要があると考えられる。このため、社会的な経験と特定分野における専門知識を有する社会人や、法律、政治、経済、経営、行政等の政策研究と関わりを持つ社会科学系分野の修士号取得者の入学も見込まれる。

これらの社会的な人材需要に応える形で、ガバナンス研究科博士課程後期課程では、高度専門職業人としての高い倫理性を持ち、国際水準でも通用するような課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らが作りだした施策を実行に移していく「より高度な専門性を身につけた高度公共人材」を養成する。

また、公共政策研究の諸課題に対して有用な政策形成能力や問題解決能力を備えた人材の育成を目指して、政策関連の基本能力、国際的な課題に視野を獲得し政策を発展・構想する能力や政策過程を改善するための方策を探求する能力を修得させるために、政治学・行政学、経済学・経営学等を中心とする専門分野の有機連関を保ったより高度な水準の教育・研究を行うことを目的とする。

修了者は、大学・研究機関の研究者、国家公務員及び地方公務員、国際公務員、NPO・NGOの職員、議員秘書、コンサルタント、シンクタンク職員、ジャーナリスト、民間企業（とりわけ社会貢献部門等）、企業による経営者、そして国会議員及び地方議会議員等を進路先とする。

イ 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

関西大学大学院ガバナンス研究科は、2011（平成23）年4月に修士課程を設置したが、開設当初から、博士課程後期課程の早期開設を構想するものであった。以後、博士課程後期課程開設に向けての検討を慎重に重ねてきた。その結果、2013（平成25）年度に修士課程の完成年度を迎えるに至り、2015（平成27）年度からの博士課程後期課程の

開設を目指すものである。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

ガバナンス研究科博士課程後期課程は、既設の博士課程前期課程（修士課程）が目的に掲げる「政策学を主たる基盤として高度公共人材を育成し、それによって国内ならびに国際社会における、よりよきガバナンスの実現を目指すこと」の趣旨を継承して、「より高度な専門性を身につけた高度公共人材の育成」を目指して教育研究を行うものであり、よりよきガバナンスを実現するための人材育成に努めるという趣旨を表現するガバナンス研究科の名称を引き継ぐ。

学位に付記する専攻分野の名称は、本研究科が一専攻のみを設置することから、研究科名称を用いてガバナンス専攻とする。学位名称は、本研究科が政策学を主たる基盤の専門分野とすることを鑑み、博士（政策学）とする。

研究科の英文名称は、研究科の内容を簡潔に表現する Graduate School of Governance とする。また、専攻の英文名称は、同趣旨から、Governance Major とする。学位の英文名称は、既設の博士課程前期課程（修士課程）の学位の英文名称 Master of Policy Studies と整合性のある Doctor of Policy Studies とする。

研究科の名称：ガバナンス研究科	英訳名（Graduate School of Governance）
専攻の名称：ガバナンス専攻	英訳名（Governance Major）
学位の名称：博士（政策学）	英訳名（Doctor of Policy Studies）

エ 教育課程の編成の考え方及び特色(教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む)

(a) 教育課程の編成の基本的な考え方及び特色

本研究科博士課程後期課程では、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（2005年9月）を踏まえて、「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導」体制の確立を図ることを意図している。

ガバナンス研究科博士課程後期課程（ガバナンス専攻）が目指す「より高度な専門性を身につけた高度公共人材の育成」にあっては、グローバルとローカルという相矛盾するとも見える特徴を持つ公共政策研究の課題に対して、有用な政策形成能力や問題解決能力を備えた人材を育成することが求められている。

上記の目的を達成するためには、多様な分野に亘る政策関連知識を修得し、研究遂行能力を高める必要がある。そのため、多様な教育内容を用意している既存の政策創造学部やガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）との連携を図りつつ、政治学・行政学、経済学・経営学等を中心とする専門分野の有機的な連関を考慮して、学修課題に対して複数科目を体系的に履修できるカリキュラム編成を行うとともに、特定の専門分野の担当教員による個人的な指導に過度に依存するのではなく、複数教員による組織的な教育を実施する。

(b) 複数教員による指導体制

本研究科では、大学院生の研究テーマが学際的なものとなることが想定されるために、主担当研究指導教員 1 名に加え、専門領域を異にする副担当研究指導教員 1 名以上（原則 1 名、必要に応じて複数名）を加えた複数教員による指導体制をとる。研究指導は主担当研究指導教員と副担当研究指導教員の密接な連携の下で行われる。

大学院生への通常の研究指導は、主担当研究指導教員による講義・演習を通じて行われ、副担当研究指導教員は当該大学院生が受講・聴講する講義・演習を通じて異なる専門領域からアドバイスを加える。研究指導に際しては、入学時点で作成したプロフィールに、履修歴、研究指導の履歴を記録し、提出された成果物を保存して、指導教員間で情報を共有する。

(c) コアとなる研究分野とその他の多様な科目の有機的連動

ガバナンス研究科博士課程後期課程では、公共政策研究を志向する大学院として、グローバルガバナンスとローカルガバナンスの双方に対して、政治学・行政学、経済学・経営学等を中心とする学問領域から、学際的に教育・研究にアプローチする。本研究科の大学院生は、その領域の中から選んだ専門分野を土台にして、自らの研究のアプローチと研究課題を設定するとともに、本研究科の学際的特色を活かした研究を試みる。

履修に際しては、主担当研究指導教員を中心とする複数教員による指導体制のもとで、個々の研究課題とその後の展開を考慮して、最も適切な履修科目が選択できるように、入学時及び毎年度当初に入念な個別履修指導を行う。

(d) 留学生の受け入れ

博士課程後期課程においては、博士課程前期課程（修士課程）に在籍する留学生及び、国内・国外からの留学生を受け入れることを想定し、国際化する教育・研究の実質化を図り、国際的な視野をもつとともに学際的な研究能力を身につけた大学院生を育成することを目的とする。留学生に対しては、全学的な組織である国際部を中心に、募集から来日までのサポート体制を整備する。また、宿舎についても本学の留学生寮の割り当て等によって、十分な支援を行う。

(e) 修了後の進路

博士課程後期課程修了者については、大学をはじめとする各種の教育研究機関で活動する研究者、及び国際交流の場等で活躍できる高度専門職業人の育成を目指す。とりわけ、留学生については、海外の大学や研究所に積極的に送り出すことを目指している。

(f) その他の教育課程の編成の考え方及び特色

【ガバナンス研究科博士課程後期課程 担当教員】

博士課程後期課程における講義及び演習担当の教員として、羽原敬二、橋本行史、奥和義、岡本哲和、柄谷利恵子、河崎信樹の 6 名を予定する。講義担当教員として、上記 6 名に加えて、内藤友紀、橋口勝利、杉浦 勉、松元雅和の 4 名を予定している。

【ガバナンス研究科博士課程後期課程 教育課程】

修了要件は、必修科目（演習科目）12 単位、選択科目（講義科目）4 単位、計 16 単位とする。

科目群	科目数	合計単位数
講義科目（選択科目）	2	4
演習科目（必修科目）	6	12

各科目群の具体的な科目名(単位数)は、以下のとおりである。

○講義科目群（選択科目群） 10 科目（20 単位）

公共政策特別研究 1（政策学）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 2（政策過程論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 3（国際関係論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 4（公共経営論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 5（国際経済政策論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 6（貿易政策論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 7（金融政策論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 8（財政政策論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 9（地域産業論）	講義（2 単位）
公共政策特別研究 10（リスク・ガバナンス論）	講義（2 単位）

○演習科目群（必修科目群） 6 科目（12 単位）

ガバナンス特別演習 1	演習（2 単位）
ガバナンス特別演習 2	演習（2 単位）
ガバナンス特別演習 3	演習（2 単位）
ガバナンス特別演習 4	演習（2 単位）
ガバナンス特別演習 5	演習（2 単位）
ガバナンス特別演習 6	演習（2 単位）

入学後は、講義科目群（選択科目群）から、主担当研究指導教員が担当する科目を含む 2 科目を履修する。主担当研究指導教員が担当する科目を履修することは推奨されるが、必ずしも、必修とはしていない。これらの講義科目の履修によって、基本的な理論あるいはモデル等の知識を身につける。

講義科目群には、政治学・行政学、経済学・経営学等を中心とする学問領域から、合計 10 の講義科目が配置されている。これらの履修を通じて、政策学、政策過程、国際関係、公共経営、国際経済政策、貿易政策、リスク・ガバナンス等の特定の専門分野に関する高度な政策知について学ぶ。

演習科目群には、6 の演習科目が設置されており、ガバナンス特別演習 1・2・3・4・5・6（各 2 単位）のいずれもが必修科目となっている。ガバナンス特別演習 1・

2では博士論文について研究方法や研究課題の選定、ガバナンス特別演習3・4では文献研究やフィールドワーク等の必要とされる調査の実施及び調査内容の分析、ガバナンス特別演習5・6では博士論文の完成を目標として論文作成や論文発表の方法についての指導を行う。

なお、大学院生は、研究遂行上の必要に応じて、博士課程前期課程（修士課程）の科目を履修することを奨励される場合がある。また、公共政策研究は学際的な性質を持っており、その研究関心次第では、他研究科あるいは他大学大学院で開講されている科目を履修することが望まれることもある。

このような場合には、主担当研究指導教員及び副担当**研究**指導教員（以下、指導教員という。）と履修相談を行った上で、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、関西大学大学院学則に定める「追加科目」の制度を利用して他研究科もしくは他の大学院の科目を履修することができる。また同じく「追加科目」として、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」（1998年）に基づいて、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学院における開講科目を履修することができる。なお、博士課程後期課程においては、「追加科目」は修了要件に必要とされる単位に含めない。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

（a） 教員組織の編成

ガバナンス研究科博士課程後期課程には、10名のうち6名が演習と講義を担当し、4名は講義のみを担当する。職位別でみると、演習担当教員6名は、何れも教授職となる。演習担当教員6名のうち1名は、現在担当する法学研究科（法学・政治学専攻）、2名は商学研究科（商学専攻）を離れて、ガバナンス研究科博士課程で研究指導を行う。講義を担当する4名の職位は准教授である。

ガバナンス研究科博士課程後期課程では、専門性をもつ教育・研究指導を実施するために、各教員の新規の資格審査については、後述する研究科委員会において業績審査を行い、教育水準の維持を図る。及び研究指導を担当する教員を対象に、大学院設置基準第9条第1項第1号及び第2号に規定されているD合、D合の資格を以下の基準により公平に判定する。

任用は以下の「要件」、「判定基準」、「専任教員の審査」によって決定する。

〔要件〕

- (1) 専攻分野に関する博士の学位を有すること。
- (2) 専攻分野に関する単著を有すること。
- (3) 専攻分野に関する編著書を有すること。
- (4) 専攻分野に関する学術論文を継続的に発表していること。
- (5) 近年の主たる学術研究業績が専攻分野（担当科目）に焦点化されていること
- (6) 大学教授（准教授）として長年の教育・研究経験（大学院・学部・短期大学での

科目担当経験)を有すること。

- (7) 学術研究に関連した活動に長年の経験や顕著な業績を有すること。
- (8) 専攻分野に関連した高度の知識や特殊な技術・技能を有すること。
- (9) 特殊な経歴・精深な見識や傑出した能力等から、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる卓越した人物であること。

[判定基準]

- (1) D合は、上記(1)、(2)のいずれかを含め、5要件以上を満たしていること。
- (2) D合は、上記の4要件以上を満たしていること。

[専任教員の審査]は、以上の[要件]、[判定基準]に基づき次のように行う。

- (1) 専任教員で後期課程で科目を担当する場合はD合以上とする。
- (2) 専任教員で研究指導教員(Dの演習担当教員)となるには、後期課程ではD合の資格が必要である。ただし、准教授であっても上記の条件を満たしておれば可とする。
- (3) 研究科における授業科目の担任者の決定には、上記の[要件]、[判定基準]により、研究科委員会において審議する。
- (4) 新規担当者の審査段階は、D合基準、D合基準の二段階とする。ただし、被推薦者が上記の「要件」、「判定基準」に準拠しているかを勘案し、どの段階からでも研究科委員会の審議に諮ることができる。しかし、審査のたびに履歴書、研究業績書が必要である。なお、非常勤講師の任用についても、上記の内規により審査する(D合のみ)。

(b) 教員構成の特色

公共政策研究を通じて、「より高度な専門性を身につけた高度公共人材の育成」を行うために、政治学・行政学、経済学・経営学等を中心とする学問領域から、関連する専門分野の学際的融合を図るように教育を行う必要がある。そのために多様な専門分野の教員を配置して、前述の「教育課程の編成の考え方及び特色」が実現できる構成とする。

専任教員の構成を専門分野別に見れば、政治学・行政学系4名(うち演習担当3名、公共経営論担当者は政治学・行政学系として分類)、経済学・経営学系6名(うち演習担当3名)となっている。

年齢別では60歳代2名、50歳代2名、40歳代3名、30歳代3名である。各年齢層に教員が存在しており、教員の年齢構成はバランスのとれたものになっている。なお、60歳代の教員2名は60歳代前半であるが、教員の定年は、学校法人関西大学職員就業規則によって65歳とされているが、2年の雇用延長が認められている。また、その後も3年間、1年毎の更新によって、特別契約教授としての再雇用が認められている。

就任予定の10名の教員は、いずれもそれぞれの専門分野で優れた研究業績を残して

いるとともに、関西大学政策創造学部、ガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）あるいは他研究科等において、既に十分な教育上の実績を積んでいる。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（a） 教育方法

授業は、1時限90分とし、月曜日から土曜日までの間で開講する。大半の科目は、月曜日から金曜日までの1限～5限に開講されるが、6限（18:00～19:30）、7限（19:40～21:10）及び土曜日における開講については、社会人大学院生の便宜を考慮して、弾力的に運用する。

教育方法は、基本的に講義及び演習という授業形態を中心として教育を行う。ただし、1学年定員が3名と少数であることを活用して、講義の際にも教員側が一方向的に話を行うというスタイルにとどまることなく、大学院生による発表やディスカッションを取り入れて、教育効果を高める工夫をする。さらに、関西大学のインターネットシステム等を利用して、授業時間外での双方向的な課題の提示やそれについての議論、課題の提出を可能とする。これによって、社会人大学院生の学習を支援する。

（b） 履修指導

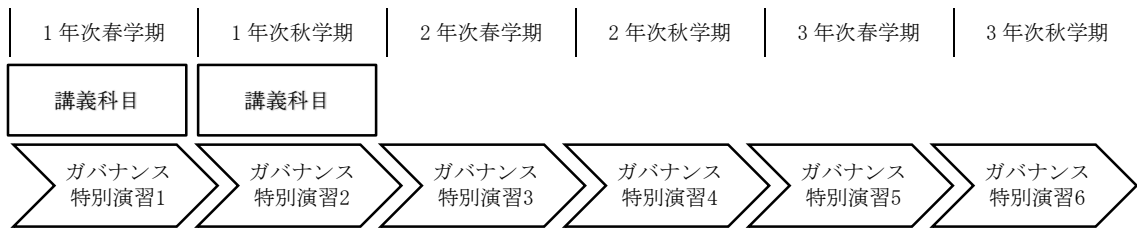
ガバナンス研究科では、すべての授業科目が春学期・秋学期の2期制となっており、原則として年度始めに履修科目を登録するが、必要に応じて年度途中での履修変更も認める。

本研究科では、入学式後にオリエンテーションを実施し、大学院生の研究関心やこれまでの経験、今後のキャリア形成等に応じて、3年分の履修指導を行う。また、入学年度を含む毎年の年度始めに、履修に関する指導を行い、詳細な研究計画書を作成させる。計画書にはロードマップを付して、タイムスケジュールを意識した研究計画の策定を求める。

講義科目の履修によって、基本的な理論あるいはモデル等の知識を身につけるとともに、演習科目の履修によって、博士論文の作成を目指すものとする。履修にあたっては、講義科目を2科目以上、演習科目を6科目履修しなければならない。主担当研究指導教員が担当する演習科目であるガバナンス特別演習1・2・3・4・5・6（各2単位）を全て必修科目とする。講義科目に必修科目を設けない。

本研究科では、政治学・行政学、経済学・経営学を専攻分野とし、各専攻分野以外を基礎的素養を涵養する関連分野と位置付ける。学生は、主担当研究指導教員が担当する演習科目を履修するほか、1年次春学期に主担当研究指導教員が実施する公共政策特別研究と、同春学期もしくは秋学期に副担当研究指導教員が実施する専攻分野もしくは基礎的素養を涵養する関連分野の公共政策特別研究を1科目以上履修することを基本とする。

基本的な履修モデル (年次別)



※ 講義科目の受講時期の制限はない

基本的な履修モデル (専攻分野別)

専攻分野	演習科目 (教員名)	講義科目*	
		主担当研究指導教員担当	副担当研究指導教員担当
政治学 ／ 行政学	ガバナンス特別演習 1～6 (岡本哲和)	公共政策特別研究 2 (政策過程論)	公共政策特別研究 3 (国際関係論) 公共政策特別研究 4 (公共経営論)
	ガバナンス特別演習 1～6 (柄谷利恵子)	公共政策特別研究 3 (国際関係論)	公共政策特別研究 1 (政策学) 公共政策特別研究 5 (国際経済政策論)
経済学 ／ 経営学	ガバナンス特別演習 1～6 (橋本行史)	公共政策特別研究 4 (公共経営論)	公共政策特別研究 2 (政策過程論) 公共政策特別研究 10 (リスク・ガバナンス論)
	ガバナンス特別演習 1～6 (河崎信樹)	公共政策特別研究 5 (国際経済政策論)	公共政策特別研究 6 (貿易政策論) 公共政策特別研究 8 (財政政策論)
	ガバナンス特別演習 1～6 (奥 和義)	公共政策特別研究 6 (貿易政策論)	公共政策特別研究 3 (国際関係論) 公共政策特別研究 7 (金融政策論)
	ガバナンス特別演習 1～6 (羽原敬二)	公共政策特別研究 10 (リスク・ガバナンス論)	公共政策特別研究 2 (政策過程論) 公共政策特別研究 9 (地域産業論)

※ [政治学・行政学] 公共政策特別研究 1～3
[経済学・経営学] 公共政策特別研究 4～10

(c) 研究指導の方法

本研究科博士課程後期課程における研究指導の方法は、次のような特徴を有する。

第1に、主担当研究指導教員1名、副担当研究指導教員1名以上による複数教員による指導体制によって、大学院生に対する研究指導を行う。

研究指導は、主担当研究指導教員と副担当研究指導教員との密接な連携の下に行われる。通常の研究指導は、主担当研究指導教員の指導は当該大学院生が受講する講義・演習を通じて行われる。副担当研究指導教員の指導は当該大学院生が受講する講義・演習を通じて行われ、異なる視点からアドバイスを加える。履修指導、研究進捗状況に関する指導は、主担当研究指導教員が副担当研究指導教員との密接な連携の下に行う。

第2に、研究指導にあたっては、本研究科博士課程後期課程に在籍する大学院生ごとに、入学時点でプロフィールを作成し、以後の講義・演習の履修歴、研究指導の履歴を記録するとともに、提出した成果物を保存して、指導教員の間で情報を共有する。この個人別のプロフィールに基づいて、課題の提示や研究指導が行われるほか、研究計画の修正も行われる。

第3に、本学が設置している学会参加補助制度（1人当たり年間2万円の補助）を利用して研究に対する補助と誘因を大学院生に与え、政策研究関連学会への入会を奨励し、研究大会への参加やそこでの発表、学会誌への論文投稿等に積極的に取り組ませる。

第4に、大学院生には、学位論文の審査基準にも関連して、2本以上の論文を査読付学会誌等へ投稿することを奨励する。なお、ガバナンス研究科と密接な関係にある政策創造学部は、『政策創造研究』を刊行しているので、大学院生の投稿を勧める。

研究指導に関係するスケジュールは、以下のとおりである。

入学から修了までの研究指導に関するスケジュール

1年次

4月（入学時）：履修指導

9月（秋学期開始時）：1年次春学期における研究進捗状況についての個別指導

翌年3月（秋学期終了時）：1年次における研究進捗状況についての個別指導

2年次

4月（春学期開始時）：履修指導

9月（秋学期開始時）：2年次春学期における研究進捗状況についての個別指導

翌年3月（秋学期終了時）：2年次における研究進捗状況についての個別指導

3年次

4月（春学期開始時）：履修指導

9月（秋学期開始時）：これまでの研究進捗状況についての個別指導

10月：「博士論文計画書」の提出

翌年1月：「博士論文」提出

論文受理（研究科委員会）を経て審査委員を決定

同年2月下旬：口頭試問及び審査

指導教授（主査）による「審査報告書」の作成

同年3月上旬：学位授与決定（研究科委員会）

同年3月下旬：学位（博士）記授与式

(d) 成績評価の方法

科目の成績評価の基準は、100～80点(優)、79～70点(良)、69～60点(可)とし、60点未満を不合格とする。科目ごとの成績評価の方法については、各科目のシラバスに明示する。

(e) 修了要件

本研究科に3年以上在学し、講義科目（選択科目）2科目4単位以上、演習科目（必修科目）6科目12単位以上を合わせた16単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び博士の学位に関する最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。

ただし、在学中に特に優れた成果を挙げた者については、研究科委員会が認めるところによって修業年限を短縮することができる。

(f) 博士論文の審査体制と公表方法

博士論文の審査は、審査の厳格性及び透明性に配慮しつつ、関西大学学位規程にしたがって、研究科委員会が定める審査委員によって行う。

審査委員は、主担当研究指導教員を主査とし、当該博士論文に関連を有する専門分野の教員2名以上を加えて、博士論文審査委員会を構成する。ガバナンス研究科以外で、博士論文の内容に特に関連する教員がいる場合には、その教員を副査とすることができる。

博士論文の審査にあたっては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力を有することをもって合格とする。なお、合格とするためには、研究者として自立的に研究活動を行うに必要な研究能力を有することを証明するために、既発表論文が、査読付論文集に少なくとも2編以上掲載もしくは採択されることが必要である。分野によって適切な論文集がない場合は、特例として査読付論文集と同等と判断される論文集に2編以上掲載されることが要求される。論文集のレベルは、審査委員会の判断に委ねられるが、その可否については厳正に判断されなければならない。

所定の単位を修得し、博士論文を提出したものに対して行う博士の学位に関する最終試験は、博士論文の口頭試問を兼ね、主担当研究指導教員を含む複数の教員で諮問を行う。博士論文の口頭諮問は「公聴会」の形式をとり、外部にも公開する。

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の議を経て、全学の研究科長で構成される学部長・研究科長会議に報告しなければならない。研究科委員会の議事は、委員の過半数以上が出席し、その過半数の同意をもって決する。研究科長は、合格者の氏名、博士論文の審査及び最終試験の結果を速やかに学長に報告する。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

博士論文は研究科において保存して、第三者から閲覧の希望があったときには、これを公開する。公開の際の便宜を図るために、電子化して保存を図る。

(g) 研究倫理の遵守

関西大学は2007（平成19）年1月に、「関西大学研究倫理規準」を制定・施行した。その目的は、学術研究が科学的及び社会的にみて適切な方法で進められ、社会からの信頼を確保することにある。同規準は、専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者、すなわち、客員教授や客員研究員、大学院生、学部学生等すべての「研究者」に適用される規準である。本研究科では同規準の遵守を促す活動を教員並びに大学院生

に対して行い、研究倫理の確立に努める。

キ 施設・設備等の整備計画

関西大学は、千里山キャンパス（大阪府吹田市）、高槻キャンパス（大阪府高槻市）、高槻ミュージズキャンパス（大阪府高槻市）、堺キャンパス（大阪府堺市）及び天六キャンパス（大阪府大阪市）の5つのキャンパスからなり、併設学校等を含めた敷地面積は、約108万㎡になる。

千里山キャンパスは、校地面積が361,945㎡、校舎面積が244,729㎡あり、1922（大正11）年の千里山学舎建設以来、本学の教学理念に基づく学術振興の拠点としての整備を続け、現在では各学部の学舎棟をはじめ多彩な施設を擁する約31万㎡におよぶ教育・研究空間へと発展した。この千里山キャンパスには、大学院各研究科共通の施設として、大学院学舎尚文館（7階建：この一部に大学院生用の研究室がある）が建てられている。

高槻キャンパスは、校地面積が436,227㎡、校舎面積が28,419㎡あり、総合情報学部とその大学院を中心に各種施設を備えている。高槻ミュージズキャンパスは、校地面積が34,644㎡、校舎面積が45,629㎡あり、2010（平成22）年開設の関西大学初等部・中等部・高等部、社会安全学部及び大学院社会安全研究科を中心に各種施設を備えている。堺キャンパスは校地面積が30,306㎡、校舎面積が16,540㎡あり、2010（平成22）年開設の人間健康学部及び2014（平成26）年開設の人間健康研究科を中心に各種施設を備えている。天六キャンパスは、大阪の都心部に位置し、約1万㎡の敷地に大学院総合情報学研究科のサテライトキャンパスとしての機能も有している。

加えて、ガバナンス研究科に関わる施設・設備としては、全学の共通施設として図書館及び教材開発室（第1学舎1号館）がある。図書館の書庫内には大学院生が利用できるLAN接続設備を備えた研究個室が用意されている等、十分な施設・設備が完備している。

関西大学は、地下2階・地上3階の総合図書館（総面積21,749.93㎡）を有し、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」（関西大学図書館規程第2条）している。蔵書数は、分館である高槻キャンパス図書館・ミュージズ大学図書館・堺キャンパス図書館も含め、2013（平成25）年度末現在約225万冊である。

総合図書館の開館時間は、授業期間中の月曜日～土曜日は9:00～22:00、日・祝日は10:00～18:00、休業期間中は10:00～20:00で、2013（平成25）年度の開館日数は310日であり、閲覧座席数は高槻キャンパス図書館・ミュージズ大学図書館・堺キャンパス図書館を含めて、2,886席である。日・祝日及び夜間の開館によって、社会人大学院生の研究利用にも配慮がなされている。

本学図書館はIT化の進展に伴う利用者ニーズの多様化に応えるべく、非来館型の図書館としての機能の充実にも努めている。図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展

開する様々なサービスにも迅速に対応できるよう、そのほとんどが NACSIS - CAT 仕様でデータベース化されており、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。

電子ジャーナルについては、「購読雑誌については、今後電子ジャーナルを基本資料とする」ことが、2003（平成 15）年度に了承され、2004（平成 16）年度から本格的に導入を開始した。

2014（平成 26）年現在、全部で 16 の出版社と大学図書館コンソーシアム契約を結び、約 20,000 タイトルが利用可能となっている。社会科学系では、『JSTOR』『Emerald Fulltext』『Cambridge Journals Online』『Oxford University Press』『Sage Journals Online』『Taylor & Francis Group Journals』『Springer Link』『SciVerse Science Direct』『Wiley Online Library』等が利用可能であり、公共政策研究に関わる政治学・行政学、経済学・経営学等の諸学問領域における主たるジャーナルはほとんどすべて利用可能となっている。

データベースでは、2014（平成 26）年現在で 71 種類が利用可能である。たとえば、引用関係から文献を調べることができる『Web of Science』、国内の学術情報が検索できる『Magazine Plus』や、政治・行政・法律系の『JURIS Online』『D1-Law.com』『lexis.com』『Westlaw International』『官報情報検索サービス』等が利用できる。加えて、『日経テレコン 21』、『聞蔵Ⅱビジュアル』や『毎日 News パック』等の各種新聞データベース、さらに企業財務情報関係の『eol ESPer』等が提供されている。電子ジャーナル、データベースともに、学内 LAN により学内のどこからでも利用できる。これについては VPN 接続によって、自宅等の学外からでも利用可能な環境が整備されていることに加え、利用の多い CiNii については、学術認証フェデレーション（学認）によりシボレス認証が可能となっている。

ク 既設の学部（修士課程）との関係

（a）政策創造学部・ガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）との関係

ガバナンス研究科博士課程後期課程と政策創造学部ならびにガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）の設置目的とそれらの関係は以下のとおりである。

政策創造学部は、多くの困難に直面し解決策を模索している多様な「場」において、地球的視野と規模で思考し、そこで何が問題となっており、あるいは何が対立しているのかを見抜き、自らの主体的選択として具体的な政策や解決策を提示し、行動する基礎的能力を持った人材を育成することを目的とする。

一方、ガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）は、これらの問題の発見力、分析力、処理能力、解決能力、及び行動力を身につけた「高度公共人材」を養成することを目的としている。

これに対して、新たに設置するガバナンス研究科博士課程後期課程は、既設の政策創造学部ならびにガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）の上位連携組織として

位置づけられ、主に博士課程前期課程（修士課程）修了者を対象にして、「より高度な専門性を身につけた高度公共人材の育成」を目的としている。

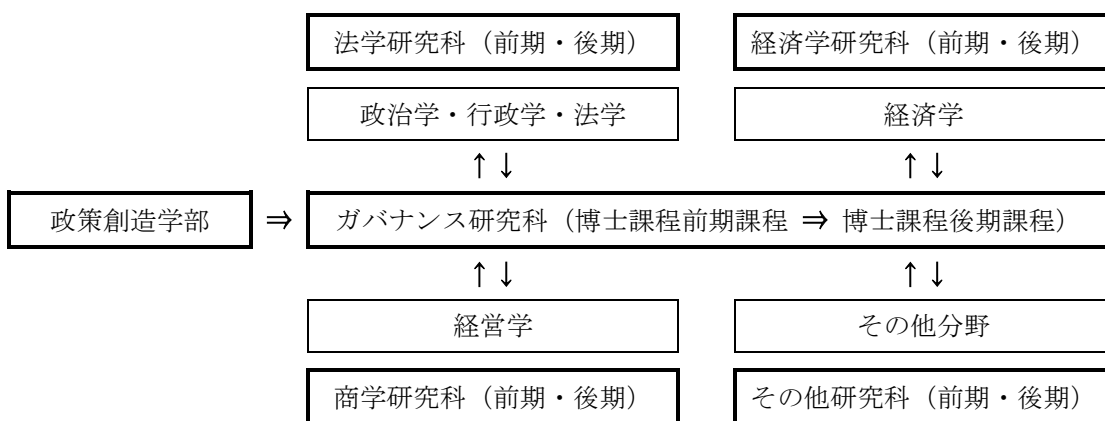
このように、ガバナンス研究科博士課程後期課程は、政策創造学部を土台にして設置された博士課程前期課程（修士課程）をさらに発展させて設置されるもので、教育・研究の両面において、既設の政策創造学部・博士課程前期課程（修士課程）との密接な協力関係を有している。そのため、教員構成や科目において、ガバナンス研究科博士課程後期課程と政策創造学部及び博士課程前期課程（修士課程）は密接な関係を持っている。教員構成においては、専任教員は政策創造学部及び博士課程前期課程（修士課程）の専任教員を兼ねている。また、博士課程後期課程に設置する科目も博士課程前期課程（修士課程）に設けている科目との関連性が考慮されている。

（b）本学の他既設学部・既設研究科との関係

関西大学には、3つの専門職大学院（法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻）のほか、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、社会安全、理工学、外国語教育学、心理学、東アジア文化研究科、人間健康研究科の各研究科が設置されている。

ガバナンス研究科が目指す公共政策研究は、社会科学や自然科学に関係する様々な学問分野と深い関わりを有しており、それらの学問分野との交流によって、高いレベルの知を生み出すことが求められる。そのため、本学の既設学部・研究科、とりわけ公共政策研究と関係の深い法学研究科、経済学研究科、商学研究科との連携を図り、教育・研究面での協力を一層綿密なものにしていく必要がある。具体的には、共同研究の実施、他研究科の大学院生の受け入れ等を積極的に行っていく。

既設研究科との関係図



ケ 入学者選抜の概要

（a）アドミッション・ポリシー

様々な場で活躍できる高度公共人材を育成するために、多様なバックグラウンドを持つ人材を迎え入れることがガバナンス研究科のアドミッション・ポリシーである。

そのため、ガバナンス研究科博士課程前期課程（修士課程）からの進学希望者は当然のこととして、公共政策研究は学際的であり、研究対象・方法の多様性という特徴を持つため、法学、政治学、行政学、経済学、経営学等の社会諸科学あるいは都市工学、環境学、統計学等の自然諸科学のいずれかの分野について、修士レベルの知識を修得しているとともに、論理的思考及び表現の基本を身につけている人材を受け入れる。

また、政策系の博士号の取得に関しては、社会人においても官・民を問わず幅広い需要があると考えられるため、豊富な社会的な経験や特定分野における専門知識を有する社会人を受け入れる。さらに、また、アジアを中心にして、海外でも政策系の博士号取得のニーズが高まっていることを考慮して、外国人留学生も積極的に受け入れる。

以上のような多様なバックグラウンドを持つ人材の入学を可能とするように、多様な入試、すなわち、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験を実施する。このうち、外国人留学生入学試験については、筆記試験における英語による解答も認めることによって、外国人留学生の受け入れ拡大に配慮する。

(b) 募集人員と入試の種類

募集人員：3名

入試の種類：本研究科は社会に開かれた大学院を目指している。そのために、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験の多様な入試制度を用意している。入学者の属性別に、学生、留学生、社会人それぞれ1名の計3人の入学を見込んでいるが、少人数の募集人員であるために入試種別に定員枠を設けることをせず、流動的に運用する。

【博士課程後期課程後期課程】

(1) 一般入学試験

本学大学院、他大学大学院を問わず、修士の学位を有する者又は修士の学位を得る見込みの者、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に10月と2月に行う。試験内容は筆記試験（専門科目、英語）と口頭試問である。なお、研究科委員会が定める一定の条件を満たす場合は筆記試験（専門科目）を免除する。また、研究科委員会が定める一定の能力を有する場合に筆記試験（英語）を免除する。

(2) 外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して10月と2月に実施する。試験内容は筆記試験（専門科目）と口頭試問である。なお、研究科委員会が定める一定の能力を有する場合に筆記試験（英語）を免除する。

受験資格は、次の①～⑤のいずれかに該当する者である。

①外国の大学院において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者、又は得る見込みの者

- ②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を得た者、又は得る見込みの者
- ③国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第一条第二項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ④文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- ⑤その他、本研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者で、24 歳に達した者。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

筆記試験（専門科目）にあたっては、英語による解答も認めることによって、多様な地域からの外国人留学生受け入れに配慮する。

(3) 社会人入学試験

社会人に対して 10 月と 2 月に実施する。これまでの経験・実績を踏まえた研究計画書及び業績報告書の提出を求め、試験内容は筆記試験（専門科目）と口頭試問である。受験資格は、次の①～⑧のいずれかに該当する者である。

- ①修士の学位又は専門職学位を有する者、又は得る見込みの者
- ②外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者、又は得る見込みの者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位を得た者、又は得る見込みの者
- ④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は授与される見込みの者
- ⑤国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第一条第二項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥文部科学大臣の指定した者
- ⑦入学時において、企業、官公庁、教育・研究機関等において 2 年以上勤務している者、又は勤務した経験を有する者のうち、本研究科が博士課程前期課程（修士課程）修了者と同等の能力を有すると認めた者
- ⑧ ⑦に準ずる職歴又は経験を有すると、本研究科が認めた者

(c) 科目等履修生、聴講生及び外国人研究生

関西大学では、教学の基本方針の一つである「開かれた大学」構想の一環として、科

目等履修生制度及び聴講生制度を導入している。また、大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を「外国人研究生」として受け入れる制度を置いている。本研究科ではいずれの制度においても募集人員を設定せず、大学院教育に支障のない範囲で受け入れる。

コ 大学院設置基準第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法を実施する場合

大学院設置基準第 14 条特例を活用して、夜間もしくは特定の時間・時期に授業・指導を行って、社会人大学院生の就学と研究に対する便宜を図る。

(1) 修業年限

この特例を受けようとするものは、博士課程後期課程の修学年限 3 年のうち少なくとも 1 年間 (2 学期) は、通学して研究指導あるいは講義を受けることとする。また、仕事上の理由等によって標準的な修学年限である 3 年間で修了するのが困難な場合には、関西大学大学院学則に定める在学年限内の履修計画を作成し、教育課程を修了することができるようにする。

(2) 履修指導の方法

社会人大学院生の授業は、原則として平日の夜間 (18 時～21 時 10 分) 又は土曜日に開講する。なお、社会人大学院生の便宜を図る目的で、指導教員との相談によって、昼間の授業も履修できるものとする。指導教員は、社会人大学院生の職業的事情や研究テーマ、研究計画の内容等を考慮して、標準的な修学年限である 3 年間を超える場合の履修計画についても指導を行う。

(3) 授業の実施方法

社会人大学院生の授業は、平日の夜間 (18 時～21 時 10 分) 又は土曜日に開講するほか、指導教員との相談によって、授業時間・授業期間以外の時間を柔軟に活用して授業を開講し、研究指導を行うことができるものとする。

(4) 教員の負担の程度

政策創造学部における講義及び演習を合わせた 1 年間の必要担当コマ数は 6 である。また、ガバナンス研究科博士課程前期課程において、講義科目の担当コマ数は 4、演習科目の担当コマ数は 8、ガバナンス研究科博士課程後期課程における講義科目の担当コマ数は 2、演習科目の担当コマ数は 12 である。大学院での講義科目及び演習科目は履修者がいる場合にのみ開講される。

社会人大学院生の就学と研究に特例を適用するにあたっては、個々の教員の負担が過度に及ばないように、学部及び大学院の開講科目全体の中で負担の調整を図る。

(5) 必要とされる分野であること

本研究科博士課程後期課程は、公共政策研究の諸課題に対して有用な政策形成能力や問題解決能力を備えた人材の育成を目指して、政策関連の基本能力等を有する「よ

り高度な専門性を身につけた高度公共人材の育成」を目的とする関係から、学生だけでなく、入学資格を持つ昼間に仕事を有する社会人や、現に博士課程前期課程（修士課程）に通学している社会人の入学が見込まれる。それらの入学者に対しては、大学院設置基準第14条特例を活用して、夜間もしくは特定の時間・時期に授業・指導を行って、就学と研究に対する便宜を図る必要がある。

(6) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

入学定員3名と小規模な博士課程後期課程であるため、大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備は今後の課題である。しかし、教員の新規採用人事において、大学院を担当できる能力と業績を有する教員の採用を優先するなど、博士課程前期課程と後期課程を合わせた大学院担当の教員組織の充実に努めている。

サ 管理運営

ガバナンス研究科博士課程後期課程は博士課程前期課程（修士課程）と一体として管理運営される。両者の管理運営のために、意思決定機関として、大学院ガバナンス研究科の専任教員をもって構成する研究科委員会を置く。

研究科には研究科長を置き、政策創造学部長が兼務する。研究科長は、研究科委員会の議長となり、議事を運営する。また、研究科長を補佐するために副研究科長を置き、研究科長と職務を分掌する。教員の新規採用人事については学部で行い、当該教員の大学院における授業科目担当については研究科委員会で決定する。なお、これらの事項については、関西大学大学院学則（第7章 運営組織）に定められている。研究科委員会の構成は、本研究科の演習又は講義担当の専任教員をもって組織される。

ガバナンス研究科の事務は、学事局学部・大学院事務グループが行う。ただし、成績管理、学籍管理については、学事局教務事務グループが行う。

シ 自己点検・評価

1991（平成3）年の大学設置基準の改正により、自己点検・評価活動の実施が求められ、1999（平成11）年に義務化されている。

関西大学は、1994（平成6）年に、大学の教育研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価委員会を設置した。その上で、1996（平成8）年、1998（平成10）年、2000（平成12）年、2002（平成14）年、2004（平成16）年、2006（平成18）年、2008（平成20）年、2010（平成22）年、2012（平成24）年と、2年に1度の周期で9期に亘って自己点検・評価活動を行っている。その成果は、隔年発行の『自己点検・評価報告書』ならびに毎年発行の『データブック』に取りまとめられている。（2014（平成26）年の自己点検・評価も実施中である。）

この間、2007（平成19）年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、2008（平成20）年度から、幼稚園から高等学校に至る幼児・初等中等教育の全ての学校で学校評価の実施とその結果の公表が義務付けられた。そのため、2009（平成21）

年4月に、学校法人が設置する併設校(初等中等教育部門)、事務部門も含めた体制として、学校法人関西大学自己点検・評価委員会が設置され、その委員会のもとに、従来の自己点検・評価活動を継承した機関として大学部門委員会が置かれている。

新たに設置するガバナンス研究科博士課程後期課程においても、この体制による自己点検・評価活動を行う。

ス 認証評価

2002(平成14)年の学校教育法の改正により、大学は、2004(平成16)年度からその教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育・研究、組織・運営、施設・設備の総合的な状況について、政令で定める期間(7年内)ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることとされている。

関西大学では、学校教育法の定める期間より1年早く、6年に一度認証評価を受審することとしており、2006(平成18)年度に続いて、2012(平成24)年度に、公益財団法人大学基準協会による2度目の機関別認証評価を受け、2013(平成25)年3月8日付で同協会の大学基準に適合しているとの認定を得ている。

新たに設置するガバナンス研究科博士課程後期課程においても、政策創造学部・ガバナンス研究科博士課程前期課程と同様に、自己点検・評価を行うとともに、法令に基づく認証評価機関による認証評価を受ける。

セ 情報の公表

2005(平成17)年3月14日付で文部科学省から通知のあった「大学による情報の積極的な提供について」の趣旨を踏まえて、本研究科における研究教育活動を、大学院生や父母だけではなく、広く社会に伝えていくことが重要である。そこで、

- ① 大学院情報：入試情報(要項を含む)、自己点検・評価報告書
- ② 教育情報：履修要覧、シラバス、教員情報、施設等教育環境
- ③ 学生支援情報：奨学金、相談室
- ④ 研究活動情報：紀要、学術情報データベース等

これらを、研究科ウェブサイト、冊子、パンフレット、CD-ROM等各種の多様な媒体を通じて積極的に開示する。

ソ 教員の資質の維持向上の方策

関西大学では、教員の資質の維持向上を目的にした全学的取組みとして、教育全般にかかわる情報を提供し、授業改善を中心としたFD(Faculty Development)活動を促進し、その活動を教員並びに学生に広く公開することを目的として、副学長を長とする教育推進部の下に教育開発支援センター等を設置している。

ガバナンス研究科博士課程前期課程(修士課程)においては、研究科長の下にFD研

研究会が組織され、専任教員全員がこの委員会に所属している。FD 研究会の目的は研究科における FD の推進であり、教育指導に関する報告や意見交換が行われている。FD 研究会を中心として、講義・演習の内容・評価についての調整が行われている。特に複数担任者が担当する科目については、担任者ごとの役割及び教育内容の調整が行われる。また、評価方法と評価基準についての調整を行って、教員間に共通理解がもたらされるように工夫している。

新たに設置するガバナンス研究科博士課程後期課程においては、上記の全学的取組みに加わるとともに、博士課程前期課程（修士課程）と一体となって、研究科自身でも教員の資質の維持向上に努める。

以 上